

川口商工会議所「御成姫」着ぐるみ貸し出し規約

[平成27年3月26日制定]

(目的)

第1条 この規約は川口商工会議所「御成姫」着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸し出しについて必要な事項を定めることを目的とする。

(利用期間)

第2条 着ぐるみの利用期間は、5日以内とする。ただし、川口商工会議所（以下、「当所」という。）の判断により延長することができる。

(利用申請)

第3条 着ぐるみの利用申請ができるものは法人及びその他団体とし、貸し出しを受けようとする日の7日前までに、利用申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を、当所に提出しなければならない。

(利用承認)

第4条 当所は、前条の規定による申請があった場合は、その内容が次の各号のいずれかに該当するときを除き、着ぐるみの利用を承認するものとする。

- (1) 個人的な行事等で利用しようとするとき。
 - (2) 安全性への配慮を欠き、又は毀損若しくは汚損の恐れがあるとき。
 - (3) 当所の品位を傷つけ、又は傷つける恐れがあるとき。
 - (4) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用しない恐れがあるとき。
 - (5) 法令に違反し、又は公序良俗に反する恐れがあるとき。
 - (6) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、又は支援するような誤解を与える恐れがあるとき。
 - (7) 反社会的団体又社会的に非難されるべき関係を有するものが利用しようとするとき。
 - (8) その他着ぐるみの利用が適当でないと認められるとき。
2. 当所は、前条の規定による申請を適当と認めた場合は、申請者に着ぐるみ利用承認書（様式第2号）（以下、「承認書」という。）及び請求書を交付するものとする。
3. 承認書の交付を受けたもの（以下「利用者」という。）が承認された内容を変更しようとするときは、改めて当所に申請書を提出し、承認を受けなければならない。

(利用料)

第5条 法人その他団体に貸し出す場合の利用料は次のとおりとする。

- (1) 営利を目的としない利用の場合 5,000円（別途消費税）
 - (2) 営利を目的とした利用の場合 10,000円（別途消費税）
2. 第1項の規定にかかわらず、公益上必要があるときは、当所が判断し、無償で貸し付けることができる。

(利用料の納付)

第6条 利用者は、当所が指定する金融機関への振り込み、若しくは現金で納付しなければならない。

2. 利用料の納付後、利用者の都合により着ぐるみを利用しなかったときは、前項の利用料は返金しない。

(着ぐるみの受け渡し)

第7条 着ぐるみの受け渡し時間は、当所の業務日及び業務時間内とする。

(着ぐるみの利用及び返納)

第8条 利用者は、次の事項に留意し、利用期間内に当所に着ぐるみを返納し、点検を受けなければならない。

- (1) 承認書の利用目的以外に利用しないこと。
- (2) 他人に転貸しないこと。
- (3) 第4条第1項各号の規定に該当しないこと。
- (4) 前3号のほか当所の指示する事項を遵守すること。

(利用期間の超過)

第9条 承認書の利用期間を超えて着ぐるみを利用したときは、利用料を次のとおりとする。

- (1) 第5条第1項第1号の場合 1日につき 500円(別途消費税)
 - (2) 第5条第1項第2号の場合 1日につき1,000円(別途消費税)
2. 前項の利用者は、利用期間の超過利用料を着ぐるみの返納の際に現金で支払う。

(損害賠償)

第10条 利用者は、その責めに帰すべき事由により、着ぐるみを亡失し、毀損し又は汚損したときは、その損害を弁償しなければならない。

(委任)

第11条 この規約に定めるもののほか、その他の必要な事項は会頭が別に定める。

(規約の改廃)

第12条 この規約は、議員総会の議決を経なければ変更又は廃止することができない。

附 則

(実施の時期)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。